

大和市告示第75号

大和市介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）実施要綱を次のように定める。

平成29年3月30日

大和市長 大木 哲

大和市介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）実施要綱

目次

第1章 総則（第1条—第8条）

第2章 人員に関する基準（第9条・第10条）

第3章 運営に関する基準（第11条—第35条）

第4章 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第36条—第38条）

第5章 雑則（第39条—第41条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この要綱は、大和市介護予防・日常生活支援総合事業規則（平成29年大和市規則第4号。以下「規則」という。）第4条第1号ウに規定する介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、介護保険法（平成9年法律第123号）、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）、介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針（平成27年厚生労働省告示第196号。以下「指針」という。）、地域支援事業実施要綱（平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知「地域支援事業の実施について」別紙）及び介護予防・日常生活支援総合事業のガイドラインについて（平成27年6月5日老発0605第5号厚生労働省老健局長通知）及び規則において使用する用語の例による。

（基本方針）

第3条 介護予防ケアマネジメントは、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことのできるように配慮して行われるものでなければならない。

2 介護予防ケアマネジメントは、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用

者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、当該目標を踏まえ、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。

3 介護予防ケアマネジメント事業者（次条第1項の規定により介護予防ケアマネジメントの事業を委託された事業者をいう。以下同じ。）は、介護予防ケアマネジメントの提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供するサービス等が特定の種類又は特定の指定事業者等に不当に偏することのないよう、公正中立に行わなければならない。

4 介護予防ケアマネジメント事業者は、事業の運営に当たっては、市、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の7の2に規定する老人介護支援センター、指定居宅介護支援事業者、他の介護予防ケアマネジメント事業者、介護保険施設、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努めなければならない。

（実施方法）

第4条 介護予防ケアマネジメントは、市内の地域包括支援センターの設置者への委託により実施するものとする。

2 介護予防ケアマネジメント事業者は、自らが設置する地域包括支援センター（以下「地域包括支援センター」という。）において、介護予防ケアマネジメントを実施するものとする。

3 介護予防ケアマネジメント事業者は、次条第1号に掲げる類型に限り、介護予防ケアマネジメントの一部を指定居宅介護支援事業者に委託することができるものとする。

（介護予防ケアマネジメントの類型）

第5条 介護予防ケアマネジメントは、次に掲げる類型により実施するものとする。

(1) 介護予防ケアマネジメントA（原則的な介護予防ケアマネジメント）

(2) 介護予防ケアマネジメントB（簡略化した介護予防ケアマネジメント）

（対象者）

第6条 介護予防ケアマネジメントの対象者（以下「対象者」という。）は、規則第5条第1項各号に掲げる者とする。

（利用手続）

第7条 事業対象者が規則第4条第1号ア又はイのいずれかを利用しようとするとき（介護予防サービスと併せて利用するときを除く。）は、別に定める居宅サービス計画等作成依頼届出書に次に掲げる書類（規則第5条第1項第2号に規定する者は、第1号に掲げるものに限

る。)を添付して、あらかじめ市長に提出しなければならない。

(1) 介護保険被保険者証

(2) 基本チェックリスト

(3) 介護予防・生活支援サービス利用申請書

2 対象者が、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第95条の2の規定により、指定介護予防支援を受けることにつき市長に届け出ている場合には、前項の規定による届出があったものとみなす。

3 第1項に規定する届出は、対象者に代わり当該対象者に対して介護予防ケアマネジメントを行う介護予防ケアマネジメント事業者が行うことができる。

4 市長は、第1項の規定による届出があった場合は、当該対象者を受給者台帳に登録するとともに、介護保険被保険者証に介護予防ケアマネジメント事業者の名称等を記載するものとする。

（介護予防ケアマネジメント費）

第8条 市長が介護予防ケアマネジメントに要した費用（以下「介護予防ケアマネジメント費」という。）について介護予防ケアマネジメント事業者に支払う額は、別表に規定する単位数に、厚生労働大臣が定める1単位の単価（平成27年厚生労働省告示第93号）を乗じて得た額とする。

2 前項の規定により算定した費用の額に1円未満の端数があるときは、当該端数は切り捨てるものとする。

3 市長は、第1号事業支給費又は介護予防ケアマネジメント費にかかる審査及び支払の事務の一部を国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）に委託するものとする。

4 原則として、介護予防ケアマネジメントについて、利用者の費用負担を課さないものとする。

## 第2章 人員に関する基準

（従業者の員数）

第9条 介護予防ケアマネジメント事業者は、地域包括支援センターごとに1以上の員数の介護予防ケアマネジメントの提供に当たる必要な数の担当職員を置かなければならない。

（管理者）

第10条 介護予防ケアマネジメント事業者は、地域包括支援センターごとに常勤の管理者（以下「管理者」という。）を置かなければならない。

2 管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、介護予防ケアマネジメン

トの実施に支障がない場合は、当該介護予防ケアマネジメントの他の職務に従事し、又は当該介護予防ケアマネジメント事業者である地域包括支援センターの職務に従事することができるものとする。

### 第3章 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第11条 介護予防ケアマネジメント事業者は、介護予防ケアマネジメントの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第24条に規定する運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 介護予防ケアマネジメント事業者は、介護予防ケアマネジメントの提供の開始に際し、あらかじめ、介護予防ケアプランが第3条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであること等につき説明を行い、理解を得なければならない。

3 介護予防ケアマネジメント事業者は、利用申込者又はその家族から申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該介護予防ケアマネジメント事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

4 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

5 介護予防ケアマネジメント事業者は、第3項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第3項に規定する方法のうち介護予防ケアマネジメント事業者が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

6 前項の規定による承諾を得た介護予防ケアマネジメント事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(提供拒否の禁止)

第12条 介護予防ケアマネジメント事業者は、正当な理由なく介護予防ケアマネジメントの提供

を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第13条 介護予防ケアマネジメント事業者は、当該地域包括支援センターの通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な介護予防ケアマネジメントを提供することが困難であると認めた場合は、他の介護予防ケアマネジメント事業者の紹介その他の必要な措置を講じなければならない。

(受給資格等の確認)

第14条 介護予防ケアマネジメント事業者は、介護予防ケアマネジメントの提供を求められた場合には、その者の提示する介護保険被保険者証によって対象者に該当することを確認するものとする。

(要支援認定の申請等に係る援助)

第15条 介護予防ケアマネジメント事業者は、被保険者の要支援認定に係る申請又は基本チェックリストの実施について、利用申込者の意思を踏まえ、必要な協力を行わなければならない。

2 介護予防ケアマネジメント事業者は、介護予防ケアマネジメントの提供の開始に際し、要支援認定又は基本チェックリストを受けていない利用申込者については、要支援認定の申請又は基本チェックリストが既に行われているかどうかを確認し、申請又は基本チェックリストが行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請又は基本チェックリストが行われるよう必要な援助を行わなければならない。

3 介護予防ケアマネジメント事業者は、要支援認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要支援認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう、必要な援助を行わなければならない。

(身分を証する書類の携行)

第16条 介護予防ケアマネジメント事業者は、当該地域包括支援センターの担当職員に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(利用料等の受領)

第17条 介護予防ケアマネジメント事業者は、介護予防ケアマネジメント（介護予防ケアマネジメント費が当該介護予防ケアマネジメント事業者に支払われる場合に係るものを除く。）を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料と、介護予防ケアマネジメント費の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

(介護予防ケアマネジメント費の請求のための証明書の交付)

第18条 介護予防ケアマネジメント事業者は、提供した介護予防ケアマネジメントについて前条の利用料の支払を受けた場合には、当該利用料の額等を記載した証明書を利用者に対して交付しなければならない。

(介護予防ケアマネジメントの業務の委託)

第19条 介護予防ケアマネジメント事業者は、第4条第3項の規定により介護予防ケアマネジメントの一部を委託する場合には、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 委託に当たっては、中立性及び公正性の確保を図るため地域包括支援センター運営協議会の議を経なければならないこと。
- (2) 委託に当たっては、適切かつ効率的に介護予防ケアマネジメントの業務が実施できるよう委託する業務の範囲や業務量について配慮すること。
- (3) 委託する指定居宅介護支援事業者は、介護予防ケアマネジメントの業務に関する知識及び能力を有する介護支援専門員が従事する指定居宅介護支援事業者でなければならないこと。
- (4) 委託する指定居宅介護支援事業者に対し、介護予防ケアマネジメントの業務を実施する介護支援専門員が、第3条、この章及び第4章の規定を遵守するよう措置させなければならないこと。

(法定代理受領サービスに係る報告)

第20条 介護予防ケアマネジメント事業者は、毎月、国民健康保険団体連合会に対し、介護予防ケアプランにおいて位置付けられているサービス等のうち法定代理受領サービスとして位置付けたものに関する情報を記載した文書を提出しなければならない。

(利用者に対する介護予防ケアプラン等の書類の交付)

第21条 介護予防ケアマネジメント事業者は、利用者が要介護認定を受けた場合その他利用者からの申出があった場合には、当該利用者に対し、直近の介護予防ケアプラン及びその実施状況に関する書類を交付しなければならない。

(利用者に関する市への通知)

第22条 介護予防ケアマネジメント事業者は、介護予防ケアマネジメントを受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。

- (1) 正当な理由なしに介護予防ケアプランに位置付けられたサービスの利用に関する指示に従わないこと等により、要支援状態の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態になった

と認められるとき。

- (2) 偽りその他不正の行為によって第1号事業支給費又は介護予防ケアマネジメント費の支給を受け、又は受けようとしたとき。

(管理者の責務)

第23条 管理者は、介護予防ケアマネジメントの担当職員その他の従業者の管理、利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

- 2 管理者は、介護予防ケアマネジメントの担当職員その他の従業者にこの章及び次章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第24条 介護予防ケアマネジメント事業者は、地域包括支援センターごとに、運営規程として次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 職員の職種、員数及び職務内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 介護予防ケアマネジメントの提供方法、内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 通常の事業の実施地域
- (6) その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保)

第25条 介護予防ケアマネジメント事業者は、利用者に対し適切な介護予防ケアマネジメントを提供できるよう、地域包括支援センターごとに担当職員その他の従業者の勤務の体制を定めておかななければならない。

- 2 介護予防ケアマネジメント事業者は、地域包括支援センターごとに、当該地域包括支援センターの担当職員によって介護予防ケアマネジメントの業務を提供しなければならない。ただし、担当職員の補助の業務についてはこの限りでない。

- 3 介護予防ケアマネジメント事業者は、担当職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(設備、備品等)

第26条 介護予防ケアマネジメント事業者は、介護予防ケアマネジメントを行うために必要な広さの区画を有するとともに、介護予防ケアマネジメントの提供に必要な設備、備品等を備えなければならない。

(従業者の健康管理)

第27条 介護予防ケアマネジメント事業者は、担当職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

(掲示)

第28条 介護予防ケアマネジメント事業者は、地域包括支援センターの見やすい場所に、運営規程の概要、担当職員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(秘密保持)

第29条 介護予防ケアマネジメントの担当職員その他の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 介護予防ケアマネジメント事業者は、担当職員その他の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 介護予防ケアマネジメント事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかななければならない。

(広告)

第30条 介護予防ケアマネジメント事業者は、地域包括支援センターについて広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

(指定事業者等からの利益収受の禁止等)

第31条 介護予防ケアマネジメント事業者及び管理者は、介護予防ケアプランの作成又は変更に関し、当該介護予防ケアマネジメントの担当職員に対して特定の指定事業者等によるサービスを位置付けるべき旨の指示等を行ってはならない。

2 介護予防ケアマネジメントの担当職員は、介護予防ケアプランの作成又は変更に関し、利用者に対して特定の指定事業者等によるサービスを利用すべき旨の指示等を行ってはならない。

3 介護予防ケアマネジメント事業者及びその従業者は、介護予防ケアプランの作成又は変更に関し、利用者に対して特定の指定事業者等によるサービスを利用させることの対償として、当該指定事業者等から金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情処理)

第32条 介護予防ケアマネジメント事業者は、自ら提供した介護予防ケアマネジメント又は自ら



が介護予防ケアプランに位置付けたサービス等に対する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応しなければならない。

- 2 介護予防ケアマネジメント事業者は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
- 3 介護予防ケアマネジメント事業者は、自ら提供した介護予防ケアマネジメントに関し、第39条の規定により市が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 4 介護予防ケアマネジメント事業者は、市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。
- 5 介護予防ケアマネジメント事業者は、自らが介護予防ケアプランに位置付けた第1号事業支給費の対象となるサービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会への申立てに関して、利用者に対し必要な援助を行わなければならない。

(事故発生時の対応)

第33条 介護予防ケアマネジメント事業者は、利用者に対する介護予防ケアマネジメントの提供により事故が発生した場合には速やかに市、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 介護予防ケアマネジメント事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。
- 3 介護予防ケアマネジメント事業者は、利用者に対する介護予防ケアマネジメントの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第34条 介護予防ケアマネジメント事業者は、事業所ごとに経理を区分するとともに、介護予防ケアマネジメントの事業の会計とその他の事業の会計とを区分しなければならない。

(記録の整備)

第35条 介護予防ケアマネジメント事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

- 2 介護予防ケアマネジメント事業者は、利用者に対する介護予防ケアマネジメントの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 指定事業者等との連絡調整に関する記録
- (2) 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した介護予防ケアマネジメント台帳
  - ア 介護予防ケアプラン
  - イ 第37条第7号に規定するアセスメントの結果の記録
  - ウ 第37条第9号に規定するサービス担当者会議等の記録
  - エ 第37条第15号に規定する評価の結果の記録
  - オ 第37条第16号に規定するモニタリングの結果の記録
- (3) 第22条に規定する市への通知に係る記録
- (4) 第32条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (5) 第33条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

#### 第4章 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(介護予防ケアマネジメントの基本取扱方針)

第36条 介護予防ケアマネジメントは、利用者の介護予防に資するよう行われるとともに、医療サービスとの連携に十分配慮して行わなければならない。

2 介護予防ケアマネジメント事業者は、介護予防の効果を最大限に発揮し、利用者が生活機能の改善を実現するための適切なサービスを選択できるよう、目標志向型の介護予防ケアプランを策定しなければならない。

3 介護予防ケアマネジメント事業者は、自らその提供する介護予防ケアマネジメントの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(介護予防ケアマネジメントの具体的取扱方針)

第37条 介護予防ケアマネジメントの方針は、第3条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 管理者は、担当職員に介護予防ケアプランの作成に関する業務を担当させるものとする。
- (2) 介護予防ケアマネジメントAの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- (3) 担当職員は、介護予防ケアプランの作成に当たっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、利用者の心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的にサービス等の利用が行われるようにしなければならない。
- (4) 担当職員は、介護予防ケアプランの作成に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、第1号事業支給費の対象となるサービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス、

当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて介護予防ケアプラン上に位置付けるよう努めなければならない。

(5) 担当職員は、介護予防ケアプランの作成の開始に当たっては、利用者によるサービスの選択に資するよう、当該地域における指定事業者等に関するサービス及び住民による自発的な活動によるサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供するものとする。

(6) 担当職員は、介護予防ケアプランの作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有している生活機能及び健康状態、その置かれている環境等を把握した上で、次に掲げる各領域ごとに利用者の日常生活の状況を把握し、利用者及び家族の意欲及び意向を踏まえて、生活機能の低下の原因を含む利用者が現に抱える問題点を明らかにするとともに、介護予防の効果を最大限に発揮し、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援すべき総合的な課題を把握しなければならない。

ア 運動及び移動

イ 家庭生活を含む日常生活

ウ 社会参加並びに対人関係及びコミュニケーション

エ 健康管理

(7) 担当職員は、アセスメントに当たっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行わなければならない。この場合において、担当職員は、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。

(8) 担当職員は、利用者の希望及び利用者についてのアセスメントの結果、利用者が目標とする生活、専門的観点からの目標及び具体策、利用者及びその家族の意向、それらを踏まえた具体的な目標、その目標を達成するための支援の留意点、本人、指定事業者、自発的な活動によるサービスを提供する者等が目標を達成するために行うべき支援内容並びにその期間等を記載した介護予防ケアプランの原案を作成しなければならない。

(9) 担当職員は、サービス担当者会議の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該介護予防ケアプランの原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。

(10) 担当職員は、介護予防ケアプランの原案に位置付けたサービス等について、第1号事業支給費の対象となるかどうかを区分した上で、当該介護予防ケアプランの原案の内容について利用

者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。

(11) 担当職員は、介護予防ケアプランを作成した際には、当該介護予防ケアプランを利用者及び担当者に交付しなければならない。

(12) 担当職員は、介護予防ケアプランに位置付けた指定事業者等に対して、介護予防訪問型サービス等の基準において位置付けられている計画の提出を求めるものとする。

(13) 担当職員は、指定事業者等に対して、介護予防ケアプランに基づき、介護予防訪問型サービス等の基準において位置付けられている計画の作成を指導するとともに、サービスの提供状況、利用者の状態等に関する報告を少なくとも1月に1回、聴取しなければならない。

(14) 担当職員は、介護予防ケアプランの作成後、介護予防ケアプランの実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。）を行い、必要に応じて介護予防ケアプランの変更、指定事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うものとする。

(15) 担当職員は、介護予防ケアプランに位置付けた期間が終了するときは、当該介護予防ケアプランの目標の達成状況について評価しなければならない。

(16) 担当職員は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族、指定事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。

ア 少なくともサービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月に1回及びサービスの評価期間が終了する月並びに利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。

イ 利用者の居宅を訪問しない月においては、可能な限り、介護予防通所型サービス事業所を訪問する等の方法により利用者に面接するよう努めるとともに、当該面接ができない場合にあっては、電話等により利用者との連絡を実施すること。

ウ 少なくとも1月に1回、モニタリングの結果を記録すること。

(17) 担当職員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催により、介護予防ケアプランの変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。

ア 要支援認定を受けている利用者が法第33条第2項に規定する要支援更新認定を受けた場合

イ 要支援認定を受けている利用者が法第33条の2第1項に規定する要支援状態区分の変更の認定を受けた場合

(18) 第3号から第13号までの規定は、第14号に規定する介護予防ケアプランの変更につい

て準用する。

- (19) 担当職員は、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、利用者の要介護認定に係る申請について必要な支援を行い、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行うものとする。
- (20) 担当職員は、介護保険施設等から退院又は退所しようとする要支援者から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、介護予防ケアプランの作成等の援助を行うものとする。
- (21) 担当職員は、利用者が介護予防訪問看護、介護予防通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めなければならない。
- (22) 担当職員は、利用者が提示する被保険者証に、法第73条第2項に規定する認定審査会意見の記載がある場合には、利用者による趣旨を説明し、理解を得た上で、その内容に沿って介護予防ケアプランを作成しなければならない。
- (23) 担当職員は、対象者である利用者が要介護認定を受けた場合には、指定居宅介護支援事業者と当該利用者に係る必要な情報を提供する等の連携を図るものとする。
- (24) 介護予防ケアマネジメント事業者は、法第115条の48第4項の規定に基づき、同条第1項に規定する会議から、同条第2項の検討を行うための資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあった場合には、これに協力するよう努めなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、介護予防ケアマネジメントBの方針については、前項第9号、第10号、第12号、第13号、第16号及び第17号を適用しない。

3 介護予防ケアマネジメントBについての前項第18号の適用については、同号中「第13号まで」を「第9号まで及び第11号の」と読み替えるものとする。

(介護予防ケアマネジメントの提供に当たっての留意点)

第38条 介護予防ケアマネジメントの実施に当たっては、介護予防の効果を最大限に発揮できるよう次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 単に運動機能、栄養状態又は口腔機能<sup>くわう</sup>といった特定の機能の改善だけを目指すものではなく、これらの機能の改善、環境の調整等を通じて、利用者の日常生活の自立のための取組を総合的に支援することによって生活の質の向上を目指すこと。
- (2) 利用者による主体的な取組を支援し、常に利用者の生活機能の向上に対する意欲を高めるよ

う支援すること。

- (3) 具体的な日常生活における行為について、利用者の状態の特性を踏まえた目標を、期間を定めて設定し、利用者、サービス提供者等とともに目標を共有すること。
- (4) 利用者の自立を最大限に引き出す支援を行うことを基本とし、利用者のできる行為は可能な限り本人が行うよう配慮すること。
- (5) サービス担当者会議等を通じて、多くの種類の専門職の連携により、地域における様々な第1号事業支給費の対象となるサービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて、介護予防に資する取組を積極的に活用すること。
- (6) 予防給付及び介護給付と連続性及び一貫性を持った支援を行うよう配慮すること。
- (7) 介護予防ケアプランの策定に当たっては、利用者の個別性を重視した効果的なものとする。
- (8) 機能の改善の後についてもその状態の維持への支援に努めること。

## 第5章 雑則

(報告、調査等)

第39条 市長は、介護予防ケアマネジメント事業者に対して、事業の実施状況について説明若しくは報告を求め、又はこれに関する帳簿その他の関係書類を閲覧し、調査若しくは指導を行うことができる。

2 介護予防ケアマネジメント事業者は、前項に基づく指導があった場合は、その指導内容を遵守しなければならない。

(返還)

第40条 市長は、この要綱の規定に違反した者又は偽りその他不正の手段により介護予防ケアマネジメント費の支給を受けた者があるときは、支給した介護予防ケアマネジメント費の一部又は全部の返還を命ずることができる。

(委任)

第41条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

## 附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

別表（第8条関係）

介護予防ケアマネジメントA	430単位
介護予防ケアマネジメントB	430単位
初回加算	300単位
介護予防小規模多機能型居宅介護事業所連携加算	300単位

備考

単位の算定に当たっては、指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第129号）及び指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年3月17日老計発第0317001号・老振発第0317001号・老老発第0317001号、厚生労働省老健局計画・振興・老人保健課長連名通知）に準ずるものとする。